

令和 8 年 5 月 19 日

関係団体各位

熊本労働局雇用環境・均等室長

「働き方改革」等関連資料の周知広報について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、労働行政への御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当室では、時期に応じたテーマに関する資料を随時お送りしているところです。

つきましては、下記資料を熊本労働局ホームページに掲載いたしましたので、貴団体ホームページへの記事の掲載や会報、メール配信等により貴団体傘下の事業所等へ周知の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正育児・介護休業法を始め、働き方改革関連法等の法律の説明や各種助成金等の研修を実施される場合には、当局の委託機関「熊本働き方改革推進支援センター」（下記参照）より講師派遣も行っておりますので、併せてご案内させていただきます。

ご不明な点があれば下記担当までご連絡ください。

記

1. 令和 8 年 10 月 1 日からハラスメント対策が強化されます！
2. パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります（令和 8 年 10 月 1 日施行）



◎ 掲載先二次元コード

◎ 掲載先 URL https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_00452.html

◎ 「熊本働き方改革推進支援センター」

URL：<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/kumamoto/>

TEL：0120-041-124

E-mail：kumamoto@workstylereform.net

FAX：096-223-6465

担当：藤生・植村

Tel：096-352-3865

E-mail:43roudou@mhlw.go.jp